

静岡県公安委員会告示第20号

警察において身体を拘束されている者の食糧に要する経費を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

なお、警察において身体を拘束されている者の食糧に要する経費（令和6年静岡県公安委員会告示第24号）は、廃止する。

令和7年3月25日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

警察において身体を拘束されている者の食糧に要する経費は、日額1,330円とし、1食当たりの額は443円を基準とする。ただし、病気その他特別な理由があるときは、静岡県警察本部長は、1食500円までこれを増額することができる。